



水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し方針に関する意見書

政府は、主食用米の転作助成の柱である水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しにおいて、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われない農地、いわゆる米を作付けない農地は交付対象から外す方針を示した。

畦畔や水路の不備などで水張りが出来ない農地は、現行制度においても交付対象外としており、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と麦など転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すための措置としているが、あまりにも唐突な見直し方針の提示に、生産現場では戸惑いと不安が広がっている。

水田農業を基本とする本市では、昭和40年代半ばから始まった減反政策の下、水稲作を基幹としながらも地域の特性を生かした作付け転換を推進し、米の需給安定による農家所得の確保、農業生産基盤の強化による生産体制の効率化等に努めてきたところである。

交付対象水田の見直しは、依然として緩和傾向にある米の需給のみならず、転換作物の需給や、担い手への農地の利用集積、中山間地域等の農地の荒廃の加速など影響は多方面に及び、担い手の営農意欲への影響が何より心配される。

さらに、交付金の対象とならない水田が発生することにより耕作放棄地の増大につながるなど、本市農業の持続的発展に深刻な影響が懸念される。

よって、当市議会は国に対し下記事項について強く要望する。

記

「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月22日

栃木県大田原市議会議長

君島孝明



【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

請願・陳情はこんな方法で

- 請願(陳情)書は、議会事務局へ持参してください。
- 内容は簡単な趣旨、理由、提出日、請願(陳情)者の住所及び氏名を記載し捺印して提出してください。
- 用紙のサイズはA4版でお願いいたします。
- 道路や水路等の場合は地図の写しや略図を添付してください。

〈請願(陳情)書の書式例〉

《表紙》

〇〇〇に関する
請願(陳情)

紹介議員名
(陳情は不要)



《内容》

1. 請願(陳情)の趣旨
2. 請願(陳情)の理由
令和〇年〇月〇日

請願(陳情)者
住所

氏名
大田原市議会議長あて

